

## 動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

改正内容のうち、動物取扱業者に係る項目を抜粋してお知らせします。

### 令和2年6月1日に施行されたもの

#### ■ 第一種動物取扱業者の登録拒否事由を追加(第12条第1項)

- 登録拒否事由が追加されました。  
(例)暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 登録の取消等による登録拒否期間が延長されました。(2年→5年)
- 登録拒否の対象となる関連違反法令が拡大されました。  
(例)外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑

#### ■ 動物の販売場所を事業所に限定(第21条の4)

- 事業所以外での現物確認及び対面説明が禁止されました。

#### ■ 動物に関する帳簿の備付け等(第21条の5, 第24条の4)(施行令第2条) (施行規則第10条の2, 第10条の3, 第10条の10)

- 動物種の拡大:犬猫→第一種動物取扱業が対象とする動物全般
- 対象業態の拡大
  - ▶帳簿の備付け:犬猫等販売業者→第一種動物取扱業者(販売, 貸出, 展示, 譲受飼養)  
第二種動物取扱業者(譲渡し)
  - ▶定期報告:犬猫等販売業者→第一種動物取扱業者(販売, 貸出, 展示, 譲受飼養)

#### ■ 動物取扱責任者の選任要件の厳格化(第22条)(施行規則第9条)

- 「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」となることに伴い、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
  - ▶獣医師又は愛玩動物看護師の免許を取得
  - ▶必要な経験と知識 ※詳細は以下の図をご覧ください。

現在、第一種動物取扱業の登録を受けている方は、**令和5年5月31日までに**必要な経験と知識の両方を満たす必要があります。

#### 必要な経験

第一種動物取扱業の種別に係る半年間以上の実務経験  
又は  
動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験



#### 知識

第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校等を卒業  
又は  
公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

#### ■ 勧告に従わない事業者の公表(第23条第3項, 第24条の4)

- 都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表できるようになりました。

#### ■ 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等(第24条の2)

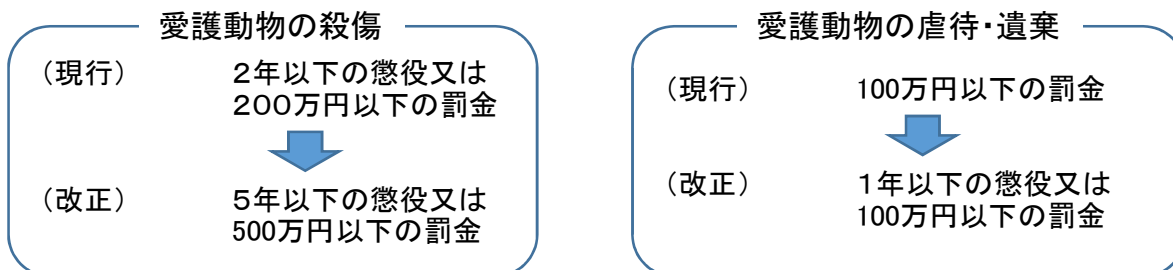
- 都道府県知事は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査ができるようになりました。

## ■ 特定動物(危険動物)に関する規制の強化(第25条の2, 第26条)

- ・ 特定動物が交雑して生じた動物が、特定動物として扱われることとなりました。
- ・ 令和2年6月1日以降、新たに愛玩目的で特定動物を飼養・保管することが禁止されました。
- ・ 令和2年5月31日までに許可を受けている場合は、現在飼養している個体に限って、引き続き飼養が可能です。

## ■ 動物虐待の罰則引上げ(第44条)

- ・ 殺傷, 虐待, 遺棄について罰則が強化されました。



## 令和3年6月1日に施行されたもの

### ■ 動物取扱業者の遵守基準(第21条第2項, 第24条の4第1項)

- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令が制定されました。

### ■ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限(第22条の5)

- ・ 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、出生後56日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなりました。

#### 天然記念物指定犬の特例措置(附則)

- ・ 文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬(指定犬※)の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に販売する場合、出生後49日を経過したもの。  
※秋田犬, 甲斐犬, 紀州犬, 柴犬, 北海道犬, 四国犬

## 令和4年6月1日に施行されるもの

### ■ マイクロチップの装着・登録義務等(第39条の2～第39条の26)

- ・ 犬猫等販売業者にマイクロチップ装着, 情報登録が義務化されます。  
※一般の飼い主については、マイクロチップ装着・情報登録は努力義務となりますが、登録を受けた犬猫等の登録の変更については義務化されます。

改正動物の愛護及び管理に関する法律の詳細についてはこちら

(環境省ホームページ) [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/nt\\_r010619\\_39.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html)



お問い合わせ先

指宿保健所	0993-23-3854	鹿屋保健所	0994-52-2113
加世田保健所	0993-53-2317	志布志保健所	099-472-1021
伊集院保健所	099-273-2332	西之表保健所	0997-22-0032
川薩保健所	0996-23-3167	屋久島保健所	0997-46-2024
出水保健所	0996-62-1636	名瀬保健所	0997-52-5411
大口保健所	0995-23-5106	徳之島保健所	0997-82-0149
始良保健所	0995-44-7960	県庁生活衛生課	099-286-2788